（国土交通省組織規則の一部改正）

第十条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（都市防災対策企画室及び都市防災調整官） **第四十六条**　（略） ２　都市防災対策企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　防災のための住居の集団的移転を促進する事業の援助及び助成に関する制度の企画及び立案に関すること。 四～八　（略） ３・４　（略）	（都市防災対策企画室及び都市防災調整官） **第四十六条**　（略） ２　都市防災対策企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二　（略） 三　災害が発生した地域及び災害危険区域からの住居の集団的移転を促進する事業の援助及び助成に関する制度の企画及び立案に関すること。 四～八　（略） ３・４　（略）

（地方整備局組織規則の一部改正）

第十一条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
別表第一（第一条関係）		
事務	地方整備局	区域
一～四　（略）	（略）	（略）
五　水防に関する事務であって、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項、第十三条第一項、第十四条第一項、第四項及び第五項、第十五条の九第一項、第十六条第一項及び第二項、第二十七条第二項、第四十七条第一項並びに第四十八条に規定するもの	（略）	（略）
六　（略）		
一　河川、水流及び水面の整備、利用、保全その他の管理並びに水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に関する事務であって、指定区間内の一級河川に係る次に掲げるもの	（略）	（略）
イ・ロ　（略）		

改正前		
別表第一（第一条関係）		
事務	地方整備局	区域
一～四　（略）	（略）	（略）
五　水防に関する事務であって、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項、第十三条第一項、第十四条第一項、第三項及び第四項、第十五条の九第一項、第十六条第一項及び第二項、第二十七条第二項、第四十七条第一項並びに第四十八条に規定するもの	（略）	（略）
六　（略）		
一　河川、水流及び水面の整備、利用、保全その他の管理並びに水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に関する事務であって、指定区間内の一級河川に係る次に掲げるもの	（略）	（略）
イ・ロ　（略）		